## 東京電力ホールディングス(株) 福島第二原子力発電所

平成29年度 パフォーマンス向上会議不適合報告情報(平成29年 8月 8日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年 8月 8日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし 区分 II: 該当なし 区分 II: 該当なし その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		換気空調系原子炉建屋排気ファン(B)運転中において、原子炉建屋外気差圧に周期的な変動(約-0.27~-0.35kPa)が認められたため、当該原因調査・対策検討。 なお、排気ファン(A)に切替え、原子炉建屋外気差圧は安定中。	GⅢ	
2		換気空調系タービン建屋給気フィルターにおいて、フィルターの詰まり(差圧が制限値に到達) が認められたため、当該フィルターを交換。	GⅢ	
3	2号機	プロセス放射線モニター系主蒸気管放射線モニター(B)において、「下限」警報の頻発が認められたため、当該放射線モニターを点検・修理。	GⅢ	
4		非常用ディーゼル発電設備(A)自動電圧調整装置設定器において、手動で操作を行う際、操作スイッチの動きに引っ掛かりがある事が認められたため、当該操作スイッチを交換。なお、電圧調整は可能。	GⅢ	
5	その他	一次水処理設備次亜塩素酸ナトリウム希釈槽撹拌機において、羽根車の保護被膜には<離が認められたため、当該羽根車を交換。	GⅢ	